

平成26年6月13日
(土木部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(株) 日豊技研 金沢市額乙丸町口158

2 指名停止期間

平成26年6月13日から平成26年7月12日まで (1箇月)

3 指名停止理由

平成26年5月30日に、石川土木総合事務所発注の「県水送水管耐震化事業 送水管管理設工事(加賀1-3-15)」において、クレーンを使用した吊り上げ作業時に、ワイヤーが玉掛け箇所より滑り抜け国道側に飛び出し、一般車両に落下し、車両が破損した。

同年6月4日に、金沢労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し必要な措置を行っていなかったとして、(株)日豊技研及び下請業者に対し是正勧告書を出した。

現場の安全管理措置の不適切により公衆に損害を与えたことは、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第5号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(公衆損害事故) 5 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	1箇月以上 6箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 越田
内 線 5023
外 線 076-225-1712